

複線型人事制度について

1 制度導入の背景

地方分権によって、地方自治体には自己決定による課題解決の役割が強く求められることとなり、市民が求める行政ニーズは多様化、高度化し、職員には専門的問題処理能力、政策形成能力が必要とされています。しかしながら、現在の人事制度のみではこのような状況への対応が難しく、全国的に、個々の人材の個性を尊重し、長期的な志向に基づいた人事制度についての検討・導入が行われているところです。

そこで、その対応策の1つとして令和4年度から「複線型人事制度」を導入し、令和5年4月の人事異動へ反映していきたいと考えています。

2 制度概要

「複線型人事制度」とは、業務・組織をマネジメントしながら幅広い分野で活躍する職員（ゼネラリスト）のほか、特定の分野で専任職として業務に従事する職員（エキスパート）を配置する制度です。

職員のキャリアデザインの実現を支援することで意欲・能力の向上を図るとともに、多様化、高度化する行政課題、多様な市民ニーズに迅速かつ効果的に対応することを目的としています。

3 エキスパートとは

エキスパートとなった職員は、長期間（5年～10年間）特定の分野の部局に配属され、その間に培った専門的な知識・経験を活かし、将来に渡り取り組むべき課題（長・短期の課題）の解決や、それに対応する政策提案を行います。エキスパートは、職員から公募し、面接等により決定します。

<エキスパートキャリアパス 例 >

